

2020年3月5日（木）  
 愛知県尾張県民事務所知多県民センター  
 環境保全課環境保全グループ  
 担当 鈴木、山本  
 電話 0569-21-8111(代表)  
 内線 262、264  
 愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
 水・土壌規制グループ  
 担当 宮本、木村  
 内線 3045、3050  
 タイヤルン 052-954-6225

## 阿久比町における土壌汚染について

株式会社デンソーが、阿久比町内の同社阿久比製作所において、自主的に土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明したため、本日、同社から愛知県に届出がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

### 1 届出内容

(1) 届出者

株式会社デンソー

(2) 届出年月日

2020年3月5日（木）

(3) 調査実施期間

2019年5月7日（火）から2020年3月4日（水）まで

(4) 汚染が判明した土地の所在地

阿久比町大字草木字芳池<sup>よしいけ</sup>1番の一部

(5) 届出の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）第40条第1項

(6) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
ふっ素及び その化合物	3.7mg/L (4.6倍) <sup>注1</sup>	0.8mg/L 以下	0～4.0m	17／70

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合していました。

ウ 地下水

全ての調査地点で条例に規定する地下水基準に適合していました。

(7) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、汚染土壌の掘削除去時の飛散・流出防止等の土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

3 事業者の連絡先

株式会社デンソー総務部

刈谷市昭和町1丁目1番地 0566-25-5511 (代表)

4 調査対象地の概要

(1) 調査対象地の面積

9,895 m<sup>2</sup>

(2) 調査対象地の利用状況

かつては山林や田畑であり、1990(平成2)年から株式会社デンソー阿久比製作所として利用されています。今回、汚染が判明した場所では、ふっ素及びその化合物の使用履歴はありませんが、同一敷地内でアルミエッチング用にフッ酸等が使用された履歴があります。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

## 参考

### ○基準を超過した特定有害物質（ふっ素及びその化合物）について

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯<sup>はんじょうし</sup>が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）

### ○ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）（抄）

（汚染の拡散防止のための措置等）

第40条 土壌汚染等調査を行った特定有害物質等取扱事業者又は第39条第4項若しくは第39条の2第2項の土壌汚染等調査を行った土地の所有者等は、当該土壌汚染等調査の結果、当該土壌汚染等調査に係る土地の土壌又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壌汚染等対策指針に従い、当該土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の拡散防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

第2項以下 （略）

## ○土壤汚染等対策基準について

### 1 土壤溶出量基準

汚染土壤から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。

### 2 土壤含有量基準

汚染土壤を直接摂取することによる健康影響を考慮して設定されました。

### 3 地下水基準

地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。

表 土壤汚染等対策基準（条例施行規則第 37 条）

特定有害物質の名称	土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	P C B	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

注：土壤ガスについては、検出された場合に土壤溶出量を調べ、土壤溶出量基準の適否を確認することになっており、基準値は設定されていません。